

○舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則

令和8年7月3日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例(令和8年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第3条から第8条までの規定による許可を受けようとする者は、舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書(様式第1号)に次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長にそれぞれ2部提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	縮尺、方位、道及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線及びその明示方法
	道内及び敷地内における建築物の位置並びに申請に係る建築物と他の建築物等との別
	擁壁、土地の高低及び建築物の各部分の高さ
	敷地に接する道の位置、幅員及び形態
各階平面図	縮尺及び方位
	間取及び各室の用途
	壁及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の位置
立面図	縮尺
	開口部の位置
	外壁並びに軒裏の構造、仕上げ材料及び色彩
断面図	縮尺
	軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、その結果を舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可決定通知書(様式第2号)又は舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る不許可決定通知書(様式第3号)に当該申請書等の1部を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(工事完了の届出)

第3条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に関する工事を完了したときは、速やかに工事完了届(様式第4号)に工事完了後の写真を添えて、市長に届け出なければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり制限の緩和に係る許可を申請します。

建築主の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
代理者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
設計者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
敷地の位置	地名地番				
	用途地域				
	防火・準防火地域				
	指定建蔽率				
	指定容積率				
	その他の地域又は地区				
主要用途		工事種別			
		申請部分	申請部分以外の部分	合計	
敷地面積		m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²	
延べ面積		m ²	m ²	m ²	
最高の高さ			構造		階数
敷地に接する道路の幅員					
道路境界線と建築物との距離					
工事期間					
※受付欄		※許可番号欄		※備考	
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号			

※欄には記入しないこと。

添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図(縮尺 100 分の 1)
- (4) 立面図 (縮尺 100 分の 1)
- (5) 断面図 (縮尺 50 分の 1)
- (6) その他市長が必要と認める図書

様式第 2 号(第 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の
緩和に係る許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありました制限の緩和につきましては、次の
のとおり許可することに決定しましたので通知します。

建築主の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
代理者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
設計者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()			
敷地の位置	地名地番				
	用途地域				
	防火・準防火地域				
	指定建蔽率				
	指定容積率				
その他の地域又は地区					
主要用途		工事種別			
		申請部分	申請部分以外の部分		合計
敷地面積		m ²	m ²		m ²
建築面積		m ²	m ²		m ²
延べ面積		m ²	m ²		m ²
最高の高さ			構造		階数
敷地に接する道路の幅員					
道路境界線と建築物との距離					
工事期間					

様式第 3 号(第 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

舞鶴市長



舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の
緩和に係る不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありました制限の緩和につきましては、次の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

建築主の住所、氏名及び連絡先		電話 ()	
代理者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()	
設計者の住所、氏名及び連絡先		電話 ()	
敷地の位置	地名地番		
	用途地域		
	防火・準防火地域		
	指定建蔽率		
	指定容積率		
	その他の地域又は地区		
主要用途		工事種別	
理由			

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号

工事完了届

年 月 日付けで制限の緩和に係る許可の決定を受けて実施した工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 地名地番
- 3 工事の概要
- 4 添付書類
 - ・ 工事完了後の写真